

佐賀県人事委員会告示第 1 号

不利益処分についての不服申立てに関する規則(昭和 38 年佐賀県人事委員会規則第 4 号)第 10 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり公示の方法により送付する。

平成 26 年 3 月 11 日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

1 審査請求人の氏名

志波光、久保良治、鶴田尚、和田康生、高添泰孟、最所榮二郎、清流誠二、浦田昭雄、中村公博、大隈敏秀、中村松次郎、横尾和夫、小石哲昭、小林肇、一木正光、那須明、脇山久秀、秋月健太郎、山中玄外、船瀬哲夫、土井輝男、鈴木哲男、西田英也、北川長生、山津俊郎、坂井昭八、江口澄雄、堀儀、吉田卓夫、俵正博、山崎弘道、西清子、古賀啓子

2 公示事項

昭和 52 年 9 月 29 日付けで受理した地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 49 条の 2 第 1 項の規定に基づく 1 に掲げる者の審査請求については、不利益処分についての不服申立てに関する規則第 12 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年 2 月 21 日付けで棄却する旨の決定をした。

当該決定書の写しは、当人事委員会において保管し、いつでもこれを交付するので、交付を受けるべき者は、当人事委員会に出頭の上、受領すること。